

議第54号

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

防疫等作業手当の特例の見直しを行うため改正しようとする。

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和53年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例）</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者を受け入れる病院、宿泊施設その他市長が必要と認める区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫等作業手当は支給しない。</u></p> <p>3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、<u>3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>（特定新型インフルエンザ等対策に係る防疫等作業手当の特例）</p> <p>2 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫等作業手当は支給しない。</u></p> <p>3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、<u>1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。